

麻里布中学校育友会 会則

岩国市立麻里布中学校

(第一章 名称および所在地)

第一条 本会は、麻里布中学校育友会と称し、その事務所を麻里布中学校に置く。

(第二章 目的)

第二条 本会は、学校・家庭および社会における生徒の教育と福祉厚生をはかるため、会員が協力してその環境の充実につとめ、会員相互の教養を高め、親睦をはかること等をもって目的とする。

(第三章 組織)

第三条 本会の会員は、麻里布中学校在籍生徒の保護者および在籍教職員をもって組織する。

(第四章 事業)

第四条 本会は、第二条の目的を達成するため、次の事業を行なう。
1、生徒の学習、保健、体育、厚生に関する協力。
2、教育環境の改善充実に関する協力。
3、会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための文化活動および諸事業。
4、学校の行事および運営に関する協力。
5、その他必要と認める事業。

(第五章 役員)

第五条 本会に次の役員をおく。
1、会長 1名 2、副会長 2名 3、総務 若干名
4、会計監査 若干名 5、顧問 若干名 6、学級役員(各学級4名を原則とする) 7、幹事 1名 8、会計 2名

第六条 本会の役員の任務は次のとおりとする。
1、会長は、会務を総括し、本会を代表する。
2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
3、総務は、事業の立案をし、会務および事業の円滑化をはかる。
4、会計監査は、本会の会計を監査する。
5、顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べるすることができる。
6、学級委員は、別項細則に示すそれぞれの委員会に所属し活動する。
7、幹事(教頭)は、会務を処理し、その記録一切を保存する。
8、会計は、会計事務を処理し、その書類を保存する。

(第六章 役員の選出方法)

第七条 本会の役員の選出方法は次のとおり定める。
1、会長・副会長・総務および会計監査は、常任委員会において選出し総会の承認を受ける。
2、顧問は、総務会において推薦し、常任委員会の承認を受ける。
3、学級役員は、文書投票によって7～10名を選出し、話し合いによって4名選出する。但し、立候補もできる。立候補者も上記の話し合いに参加する。
4、幹事および会計は、学校長の推薦により会長が委嘱する。
5、専門委員会の所属の決定は、各委員の互選による。
6、正副委員長は、各委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
7、各委員の任期は、1年とし再選を妨げない。

(第七章 会議)

第八条 本会は第二条の目的を達成するために、次の会議を設ける。
1、会議は、総会、役員総会、常任委員会、総務会、専門委員会、学年委員会とする。
2、総会は、毎年一回行い第二条の目的達成のための議案審議をし、予算・決算の承認を行い会務の報告をする。その他必要に応じて、これを開くことができる。会議は、いずれも会長がこれを招集する。
3、役員総会は、本会の運営執行について総会に代わり議決することができる。
4、常任委員会は、会長、副会長、総務、各学年委員長、各専門委員長及び副委員長、校長、幹事をもって構成し、本会の重要事項または専門委員会、学年委員会の決定に関する事項について協議決定する。
5、総務会は、会長、副会長、総務、幹事をもって構成し本会の運営、事業について協議立案する。
6、専門委員は、当該任務について審議企画する。
7、校長は、いずれの会議にも出席し意見を述べることができる。
8、その他

(第八章 会計)

第九条 本会は、次の収入をもって維持する。
1、会費は、月額 300円とし、弟妹はその半額とする。
2、寄付金および事業による収入。
3、会費は、総会において決定する。

第十条 会計監査は年1回以上行なうものとする。

第十一条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(第九章 付則)

第十二条 役員は、次年度役員改選までは引き続いてその任務につくものとする。
第十三条 本会則に必要な細則は常任委員会の審議を経てこれを定める。または変更することができる。
第十四条 本会則を変更しようとするときは、あらかじめ総務会において審議立案し、常任委員会の審議を経て、総会の承認を受けるものとする。
第十五条 本会則は、昭和39年4月1日より実施する。
第十六条 本会則は、昭和48年5月17日改正し同日より実施する。
第十七条 本会則は、昭和58年5月25日改正し同日より実施する。
第十八条 本会則は、昭和62年5月20日改正し同日より実施する。
第十九条 本会則は、平成3年5月16日改正し同日より実施する。
第二十条 本会則は、平成5年5月7日改正し同日より実施する。
第二十一条 本会則は、平成7年5月8日改正し同日より実施する。
第二十二条 本会則は、平成9年5月7日改正し同日より実施する。
第二十三条 本会則は、平成10年5月6日改正し同日より実施する。
第二十四条 本会則第九条1を平成17年5月18日改正し同日より実施する。

(第十章 細則)

細則は、次のとおりとする
細則 1 育友会会議組織
細則 2 育友会役員組織
細則 3 育友会慶弔規定
細則 4 学年委員会、専門委員会の活動内容